



Title	ドイツにおける特別給付原理の法的表現（2・完）： 民法典612条による労働者主導特別給付の清算
Author(s)	廣野，風跳
Citation	阪大法学. 2026, 76(2), p. 229-255
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106138
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ドイツにおける特別給付原理の 法的表現（2・完）

——民法典612条による労働者主導特別給付の清算——

廣 野 風 跳

- 第1章 はじめに
- 第2章 特別給付原理の位置づけと関連法条
- 第3章 BGB612条への不当利得法的要素の流入（以上、76巻1号）
- 第4章 労働者主導特別給付
- 第5章 おわりに（以上、本号）

第4章 労働者主導特別給付

労働者主導特別給付についてのリーディングケースは、連邦労働裁判所1965年4月30日判決である。同判決は、必ずしも労働者主導特別給付についてではない判例・学説を参照し、特別給付原理の下位概念である特別給付理論を統一した。要件として、①特別給付、②利用、及び、③利得、これら3つを、法的根拠として、信義誠実の原則（BGB242条⁽¹¹⁹⁾）を、射程として、報酬問題の契約規定の欠缺が存在する場合への限定を、それぞれ提示した。ここには、上位概念である特別給付原理の思想が表れていると考えられる。そこで、本章では、これらをベンチマークとして、同判決前の展開（第1節）、同判決（第2節）及び同判決後の展開（第3節）を確認し、特別給付原理それ自体を明らかにする。

第1節 連邦労働裁判所1965年4月30日判決前の展開

1 判例

(1) 連邦通常裁判所1955年10月25日判決⁽¹²⁰⁾

ア 事案の概要

被告は、遺産を合有する相続共同体の代表であり、遺言執行者であった。この遺産は、相続共同体に属し、土地を含んでいた。

被告は、入植団体との間で、相続共同体が土地全体についての統一的な地上権又は永小作権を入植団体に認め、入植団体が費用を負担して入植を実施することに合意した。ここで、これらの権利を個々の入植者に認めるため、土地分割も予定された。

建築家である原告は、1950年2月3日、入植団体から、入植計画を「入植団体によって賃借された土地（小作契約）に基づいて」作成及び実施する注文を受けた。注文確認書には、「注文は、土地全体の都市計画の策定、各型の技術的及び建築的处理、必要な許可の取得、建築作業の公募と委託及び実施の現場管理を含む。」と記載されていた。

土地の開発は、分割許可に基づいてのみなされる。原告は、1950年6月19日、建築計画を作成し、この計画を分割許可申請の資料として提出した。

入植団体の入植計画は、期待されたとおりには進まなかった。構成員の一部が団体から脱退し、新たな構成員が加入しなかった。そこで、原告は、1950年12月21日、入植団体から測量を委託されていた土地測量士に、以下の書簡を送付した。また、原告は、被告にもこの写しを送付した。

「私は、……建築計画は、私の知的財産であり、それゆえ私の書面の同意なく、注文者としての……入植団体のほかに、誰も利用できないことを、……入植団体の了解の下で、遵守するようお願いいたします。……不遵守の場合には、入植団体にも建築家としての私にも重大な損害が発生し、その責任を負う危険が存在します。」

分割許可は、1951年1月16日、付与された。この許可は、土地の開発と分割は原告の建築計画に従ってなされなければならないと規定する。さらに、分割請負人には、譲渡人と譲受人に、許可の写しを交付し、分割案を閲覧させる義

務が課せられた。

被告は、1952年6月17日、構成員の大幅な減少を考慮して、入植団体をもはや契約相手とせず、今後交渉も行わない、と入植団体に通知した。被告は、その後、入植者と直接交渉し、入植希望者と地上権契約を締結した。この契約には、1951年1月16日付の許可が添付され、地上権の内容について、地上権契約の実施及び契約地の開発がこの許可に従ってのみなされなければならない、と明記されていた。

原告は、被告に対し、建築計画の作成について相当の報酬の支払いを請求した。

イ 判旨

（ア）建築計画についての利害

「原告の活動の経済的成果は、被告が代表する相続共同体が、当初の計画に反して自身で分割請負人として活動し、自己の名と計算で個々の入植者と契約を締結した後には、この相続共同体のみの利益となる。」

「相続共同体は、原告の建築計画を自由に利用できなかった場合には、自分で詳細な建築計画と開発計画を作成しなければならなかった。というのも、そのような計画の提出は、分割許可の取得の前提であるだけでなく、入植者の個々の地上権の設定の前提でもあったためである。」

（イ）規範

「[原告の報酬請求権の] 法的判断にとっては、被告が、著作権保護の下にある原告の建築計画を相続共同体の名と計算の下で行われた分割活動の基礎に置くことで、それを相続共同体の経済的目的のために利用したことのみが、重要である。」

原則として、BGB612条及び632条⁽¹²¹⁾に表現される法思想に従うと、通常は相当の報酬の支払いのためにのみ提供される他人の労働成果を、自己の目的のために利用する者は、信義誠実の原則に従い取引慣習を考慮して、これと同時に一貫的行動を通じて、これに反する内的意思とは無関係に、相当な対価を支払う義務を負うことが、前提にされなければならない」。

(ウ) あてはめ

「被告が、入植団体から離脱し、自身での土地の分割に移行した時点では、許可は既に与えられており、被告はこの許可に従って原告の建築計画をその分割活動の基礎に置かなければならなかった。しかし、自身の注文で作成された他人の開発計画に従って土地の分割を実施できないという窮地に、被告は許可手続き中に自身の行動によってのみ陥った。既にこの手続き中に、入植団体が自己の計算で土地の分割を実施できるのかを疑問視する困難が、入植団体において生じていたにもかかわらず、被告は、原告によって提出された建築計画が分割許可の基礎とされたことに対して、異議を唱えなかった。原告が分割許可の付与前から入植団体を除いてその計画の利用に明確に反対していた、原告の1950年12月21日の書簡から、被告は、原告が、入植団体の状況の悪化の結果として、既に給付された活動についての報酬請求権が危ういと考えたこと、その関心事が、入植団体の入植計画が失敗した場合には、第三者、とりわけ被告によるその計画の無償での利用に反対することであることを、認識していたに違いない。

被告は、この原告の書簡にもかかわらず、これからは自身で許可手続きを遂行し、自己の入植計画を許可のために管轄当局に提出することとなったとは考えず、むしろ原告の建築計画に拘束力があるとする分割許可が有効になると考えていた場合において、入植団体を除いて自身で分割請負人として活動したときは、原告に対して報酬義務を負うことを明確に認識していたに違いない。

被告が入植団体から離脱した後において、入植団体はその目的で計画を利用することはできず、この計画はむしろ相続共同体の分割計画のみの利益となるにもかかわらず、被告がこのような状況で原告を入植団体に対する約定請求権に向ける場合には、信義誠実の原則に反する。」

「したがって、被告の報酬義務は、許可手続き中の被告の行動と関連した、相続共同体の目的のための建築計画の利用の事実的過程から生じる。ここで、BGBの総則規定に従って締結される真正な契約関係が想定されるのか、労働法と会社法の判例において既に広く承認されているように……、被告の支払い義務がいわゆる事実的契約関係の法思想から正当化されるのかは、不確定であ

る。というのも、原告の報酬請求権は、両方の法的観点から根拠づけられるためである。それゆえ、請求債権が、BGB826条、又は、不当利得若しくは委任⁽¹²²⁾によらない事務管理の規定に基づくのかも、論じえない。」

ウ 整理

本判決は、特別報酬の要件として、①特別給付（「通常は相当の報酬の支払いのためにのみ提供される他人の労働成果」）、及び、②利用、これら2つを提示した。その法的根拠として、「BGB612条及び632条に表現される法思想」、「BGBの総則規定に従って締結される真正な契約関係」、「事実的契約関係の法思想」、又は、「BGB826条、又は、不当利得若しくは委任によらない事務管理の規定」、これら複数の可能性を提示した。もっとも、本件は、請負関係の事案であった。

(2) 連邦通常裁判所1956年7月13日判決⁽¹²³⁾

ア 事案の概要

原告は、1943年から、化学工場である被告1の自由協働者⁽¹²⁴⁾として、被告1によって製造された調合薬剤の調合について助言及び改善提案を担っていた。

被告2も、被告1において原告と同様の業務を担っていた。被告2は、1946年初頭、ピラミドンの20%塩酸溶液である薬剤「Aneuxol」の製造販売を被告1に委ねた。

被告1は、1946年春、Aneuxolの製造のほかに、カルシウムを加えたピラミドンの10%サリチル酸溶液の製造を開始した。この調合薬剤は、「Capysal」として販売された。

被告1は、1946年4月5日及び11日の契約に従って、Aneuxolの販売について売上げの10%を被告2に認めた。さらにこの契約においては、「ほかの名で取引される」「調合薬剤の調合における特別な目的のための改良」にも、Aneuxolと同様に契約の条件が妥当することが、合意された。これに従い、被告2は、Capysalの売上げの10%を受け取った。

原告は、被告1に対し、Aneuxolとは完全に異なる、ピラミドン、カルシウム及びサリチル酸を要素とする薬剤、つまりはCapysalの製造を提案したとして、この販売及び対応する会計について相当の報酬の支払いを請求した⁽¹²⁵⁾。

論 説

イ 判旨

(ア) 特別給付理論

「控訴裁判所は、原告と被告1との間に存在する法的関係を雇用契約と正しく判断しており、それに基づいて、原告は薬剤の改善について継続的に医学的助言を行う義務があり、被告1は原告に月給を支払う義務があった。……控訴裁判所はさらに、この協働者契約の解釈において、明示で合意された金額を超えて継続的な助言について何らかの契約上の支払い請求権は原告に認められないことを、法的に誤りなく導く。控訴裁判所は加えて、信義誠実の原則に従い、雇用契約の場合には、契約の範囲を超える労務義務者の通常ではない給付について、特別な報酬も要求されうることを、前提にしている。この見解は、一般的に知られた法原則（ベルリン労働裁判所1936年9月29日判決及びRiemschneider/Barth 参照）に対応しており、VO 及びこれを補完する DVO⁽¹²⁶⁾にも表現されている。もっとも、ここで処理される方法は、従属関係にある労働者にのみ関係し、原告のような自律的な協働者には関係しないので、本件においては適用されない。しかし、控訴裁判所は、問題の協働者契約を、被告1が契約の範囲を超える労働に特別の報酬を義務づけられるもの、と法的に誤りなく解釈した。控訴裁判所は、証拠調べから、被告1において、顧問である医師に新たな調合薬剤の開発について特別報酬を支払うことは珍しくない、と指摘した。しかし、控訴裁判所は、自由協働者のそのような特別報酬請求権は、同様に法的に異論なく、労務義務者の給付によって労務権利者に価値のある利得がもたらされる場合にのみ、存在するとしている（BGB242条）。」

(イ) 利得の有無

控訴裁判所は、Capysal の製造販売が他社の特許権を侵害するため、被告1に対し、この製造販売の損害の賠償及び差止めを命じる確定判決が存在したことから、請求を棄却した。しかし、この確定判決は執行されておらず、被告1はこの製造販売を継続していたため、これを根拠づける被告1と特許権者との和解内容を検討すべきであったのであり、控訴裁判所の判決は維持できない。

ウ 整理

本判決は、特別報酬の要件として、①特別給付、及び、③利得、これら2つ

を提示した。その法的根拠として、BGB242条を提示した。もっとも、本件は、自由協働者関係の事案であった。しかし、本判決は、労働法の領域においても特別給付理論を適用することを示したとされる。⁽¹²⁷⁾

(ア) 基礎とされた法原則への批判

ベルリン労働裁判所1936年9月29日判決、⁽¹²⁸⁾Riemschneider/Barth 及び DVO は、根拠にならないとされる。

まず、ベルリン労働裁判所1936年9月29日判決は、特に特許及び防衛特許の出願並びにその処理及び使用者への特許法に係る助言を業務とする特許技術者である労働者が、使用者に対し、特許のアイデアを提供したとして、相当の報酬の支払いを請求した事案において、「請求は、説得力をもってBGB242条と関連した雇用契約に基づいている。明示の合意なくとも一定の場合には労務給付に報酬を認める必要性は、BGB612条に法律的に表現されている。さらに、信義誠実の原則は、労働関係が存在する場合において、通常義務づけられた給付のほかに、通常ではない給付がなされたときは、労務義務者は、通常の報酬に加えて、相当の報酬請求権を有することを示す。」⁽¹²⁹⁾のであり、「原告〔特許技術者〕の請求の要件には、原告が問題の特許の発明者であり、被告〔使用者〕が原告の発明を自身のために利用し特許出願したことが含まれる。」とした事例であるが、同様の裁判例は後にも先にも見られず、当時は、判例及び企業慣行において、契約又は協約で報酬が合意されている場合のみ、発明の譲渡に係る報酬が認められるということに、異論がなかったとされる。⁽¹²⁹⁾

次に、Riemschneider/Barth は、報酬が合意に依存するという見解が通説であったところ、特許能力のある発明についてのみ合意に依存しない報酬が検討され始めた状況において、発明者が、使用者が期待できなかったものの利益を得る、通常ではない給付をした場合には、特許能力のない発明にも報酬を認めるべきとするものであるが、少数説にすぎないとされる。⁽¹³⁰⁾

最後に、DVO 5条6項は、「特許能力のない発明、実用新案及び改善提案については、この命令の報酬規定にかかわらず、労働者に報酬が認められうる。」と規定し、特許能力のない発明についての報酬を、使用者の裁量に委ねるものであり、使用者に義務づけるものではないとされる。⁽¹³¹⁾

(イ) 企業活動に及ぼす影響への批判

本判決は連邦通常裁判所1955年10月25日判決の系譜にあるものの、本件は報酬規律が存在した点で異なる事案であったことを念頭に、使用者は、合意された報酬とは別に報酬を支払う義務を負わされるならば、賃金計算において予見しえない要素を考慮しなければならないこととなる⁽¹³²⁾とされる。

(3) 連邦労働裁判所1956年11月1日判決⁽¹³³⁾

ア 事案の概要

原告は、被告の特許技術者として勤務していた。その職務には、被告及びその子会社とその他の会社との間の特許紛争の処理が含まれていた。

原告は、1942年6月25日、この紛争に係る労働の成果を報告した。この報告において、技術提案を行い、被告に対し、作成した図面に従ってこれを特許出願すべきか尋ねた。被告は、この点について明言しなかった。

原告は、1944年1月24日、3つの発明を届け出て、改良を概説しつつ1942年6月25日の報告を参照してより詳細に記述した。被告は、1944年5月17日、この発明の届出に基づいて、3つの発明を特許出願した。

被告は、特許付与後まもなく、原告に特許を譲渡した。被告は、譲渡までに生じた手数料を支払い、処理に係る物的人的費用を負担した。

原告は、被告に対し、3つの特許について相当の報酬の支払いを請求した。

イ 判旨

「労働契約上の義務のほかになされた給付についての特別の報酬は、そのような給付が使用者にとって経済的価値があり、利用可能性をもたらす場合にのみ、正当に請求されうる。本件においては、この点が欠けている。」

ウ 整理

本判決は、特別報酬の要件として、①特別給付、②'利用可能性、及び、③利得（「経済的価値」）、これら3つを提示した。もっとも、②'利用可能性は、具体的な利用可能性とされる⁽¹³⁴⁾。そして、本判決は、連邦通常裁判所1956年7月13日判決が、報酬規律が存在した事案において、特別給付理論を適用したの⁽¹³⁵⁾に対して、これほど広くは適用しないとされる。

(4) 連邦労働裁判所1957年5月10日判決⁽¹³⁶⁾

ア 事案の概要

原告は、長期保存菓子工場である被告で勤務していた。被告の工場は、土曜日が休日であった。

被告は、1954年4月21日、保健所命令に基づいて、食品工場においては、チフス、パラチフス及び赤痢の検査、並びに、呼吸器官に係るレントゲン検査が行われなければならないことを、全従業員に掲示で通知した。被告は、チフス、パラチフス及び赤痢の検査が行われた後、同年5月5日、レントゲン検査を5月8日の土曜日に受けるよう、全従業員に掲示で通知した。

原告は、1954年5月8日、レントゲン検査を受けた。

原告は、被告に対し、レントゲン検査の受診について相当の報酬の支払いを請求した。

イ 判旨

(ア) 検査についての利害

「使用者としての被告の労働契約上の義務には、工場の稼働の準備によって、労働者が労働契約に従って給付されるべき労務をすることを可能にすることが含まれる。衛生警察の命令から、当局が、稼働できる食品部門の工場を、検査によって従業員が伝染病に罹患していないことが確認された食品部門の工場のみとすることは、明らかである。それゆえ、検査の命令は発せられ、被告によってなされた掲示が示すように、被告はためらわずに従った。被告は、これによって、当局の命令の正当性を承認し、従業員による遵守を要求したことを知らせた。

被告は、検査は、労働者の保護のためではなく、公衆の保護、さらに言えばとりわけ被告の顧客の保護のためであり、いずれにせよ食品部門の事業としての被告の事業の利益も大きく害されるので、掲示によって当局の命令を従業員に伝えることで、決して労働者の利害のために行動したのではない。……公法的観点からすれば、検査への被告の関心は、従業員のそれよりかなり大きかった。というのも、被告は、検査が不実施の場合には、衛生警察が、工場に立ち入り、それどころかこれを閉鎖し、これによって事業に影響を及ぼすことを予

期しなければならなかったためである。」

「したがって、検査は、一義的ではないにせよ、少なくとも決定的には被告の利害においてなされた。……労働者によって検査のために費やされた時間は、被告の指示（通知参照）のみならず、被告の利害領域に由来する根拠に基づいても生じる。ここから既に、この時間について合意された対価を支払う被告の義務が生じる。というのも、原告が、この時間に通常の契約上の労働をしたか、事業の利害のために工場の継続を保証する条件である行為に時間を費やしたかに、法的な差異がないためである。」

（イ）特別給付理論

「被告は、検査を受けさせる労働者への掲示によって、予定された労働契約上の義務の範囲をかなり超えることを労働者に要求した。信義誠実の原則に従って、契約の範囲を超える通常ではない給付について、非従属的雇用関係の場合でさえ特別の報酬が要求されうる（連邦通常裁判所1956年7月13日判決）のであれば、このことは、従属的労働関係においてなおさら妥当しなければならない。それゆえ、検査を受けることで、契約によって約され、通常の賃金支払いによって弁済される労務以上のこと、より正確に言えば、被告の利害において、経験則上通常は自由な土曜日の重要な部分を検査の実施のために費やした原告は、支払い請求権を有する。」

ウ 整理

本判決は、特別報酬の要件として、①特別給付を提示した。その法的根拠として、BGB242条を提示した。そして、連邦通常裁判所1956年7月13日判決を参照し、非従属的雇用関係と同様に、従属的労働関係においても特別給付理論を適用した。

（5）小括

判例は、批判がありながらも、特別給付理論を生成・発展させてきた。これは、要件、法的根拠及び射程の点から整理できる。

要件については、①特別給付、②利用、及び、③利得、という連邦労働裁判所1965年4月30日判決が提示した3つすべてが提示されたが、②利用及び③利得については統一されていない。しかし、両要件は必要とされると思われる。

まず、②利用は、連邦通常裁判所1956年7月13日判決が、報酬規律が存在した事案において、特別給付理論を適用したことに対する、使用者が賃金計算において予見しえない要素を考慮しなければならないこととなる、という批判の趣旨に鑑みると、使用者の予見可能性を確保するための要件と解される。このことは、連邦労働裁判所1956年11月1日判決が要件とした②'利用可能性が、具体的な利用可能性と言い換えられたことから、裏づけられる。次に、③利得は、それを明示的には要件としない連邦通常裁判所1955年10月25日判決も連邦労働裁判所1957年5月10日判決も、建築計画及び検査についての利害において、実質的に考慮していると評価できる。

法的根拠については、複数の可能性が示されたが、信義誠実の原則（BGB242条）は共通している。

射程については、請負関係から、非従属的雇用関係を経て、従属的労働関係へと拡大してきた。また、連邦通常裁判所は報酬規律の存在不存在で限定しないのに対して、連邦労働裁判所は報酬規律が不存在の場合に限定する。

2 学説

（1）問題の所在

学説は、特別給付理論と1957年に制定された労働者発明法との関係に関心を払う。というのも、この理解は、労働者発明法20条の意義に関わるためである。

労働者発明法20条は、1項が、適格技術改善提案について、「利用」を要件として、労働者に報酬請求権を認め、2項が、非適格技術改善提案について、労働協約又は事業所協定に取扱いを委ねる。これに対して、特別給付理論は、しばしば特別給付と重複する技術改善提案について、①特別給付、②利用、及び、③利得、これら3つを要件として、労働者に報酬請求権を認める。

したがって、労働者発明法20条が技術改善提案に係る報酬問題を終局的に規律すると理解する場合には、労働者発明法25条が「使用者及び労働者に労働関係から生じるその他の義務は、発明が自由化された（第8条）ことから別段の事情が生じない限り、この法律の規定によって影響を受けない。」と規定することとの整合性が問題となる。そのようには理解しない場合には、特別給付理論が適格性を要件としない点で、労働者発明法20条1項の意義が問題となる。

論 説

そこで、学説は、そもそも特別給付理論が存在するのか、及び、労働者発明法20条が技術改善提案に係る報酬問題を終局的に規律するのか、これら2点について検討する。その際、適格性によって場合分けをする。

(2) 特別給付理論の存在

特別給付理論は、判例・学説によって承認されているとされる⁽¹³⁷⁾。しかし、その内実は、適格性によって異なる。

適格技術改善提案については、要件として、労働者発明法20条1項と同様であるとするを共にしながらも、②利用及び③利得を挙げるもの⁽¹³⁸⁾、及び、②利用のみを挙げるもの⁽¹³⁹⁾が見られる。

非適格技術改善提案については、要件として、②利用及び③利得（有用性）を挙げるもの⁽¹⁴⁰⁾、及び、③利得のみを挙げるもの⁽¹⁴¹⁾が見られる。

(3) 労働者発明法20条による技術改善提案に係る報酬問題の終局的規律

一部の学説は、労働者発明法20条は、1項は適格技術改善提案について終局的に規律するが、2項は非適格技術改善提案について終局的には規律しないとする⁽¹⁴²⁾。これに対して、多数の学説は、同条は、適格性にかかわらず、終局的には規律しないとする⁽¹⁴³⁾。その根拠として、労働者発明法25条の存在、及び、20条2項が確認規定であることを挙げる⁽¹⁴⁴⁾。

(4) 小括

学説は、特別給付理論の存在を争わない。そして、通説は、労働者発明法20条が技術改善提案に係る報酬問題を終局的には規律しないとする。それゆえ、同条1項の意義が問題となる。しかし、学説は、非適格技術改善提案について、特別報酬の要件として、②利用のほかに、③利得（有用性）を挙げる。これは、同条項には存在しない要件を特別給付理論に付加することで、同条項と特別給付理論の整序を図ったものと思われる。

第2節 連邦労働裁判所1965年4月30日判決⁽¹⁴⁵⁾

1 事案の概要

原告は、被告の工場の機械部門の技術事務所長として勤務しており、とりわけ蒸気暖房供給の検査を担っていた。

原告は、被告に対し、工場の通りの裁断機（Scheren）の稼働中に生じる排蒸気の利用についての提案を行った。この提案の内容は、それまで利用されずに煙突から排出されていた排蒸気を、回収して工場施設の暖房に利用することであった。原告によると、これによって、節約が可能であった。

被告は、原告の提案に応じ、合計約18か月にわたってこの提案を実施したが、それ以上は実施しなかった。

原告は、被告に対し、提案について相当の報酬の支払いを請求した。

2 判旨

（1）労働者発明法20条1項

「労働者発明法20条1項に基づく報酬請求権は、法律の文言から明らかなように、使用者が改善提案を実際に利用した場合に初めて発生する。しかし、提案がまだ検査又は検証されている場合には、利用されたとは言えない……。いつ検査又は検証が終了し、『利用』が開始したかは、個々の事案においてのみ判断される。本件のように、改善提案の対象が、まず実際に作成され、そして検証される技術設備である場合には、——利用可能性の問題は一旦度外視して——設備がその用法において、その目的に従って一般的に求められる要件、少なくとも契約当事者が見込んだ要件に対応し、その結果として利用され続ける場合に初めて、『利用』の状態が満たされる。

それゆえ、州労働裁判所は、証人……の供述と最終的に約18か月後にプロジェクトに係るすべての作業が中止されたことからわかるように、一方で被告は、原告によって開発された、その目的に従って長期的に稼働されるべき設備が、まだ完璧とはみなしておらず、それゆえ計画をもはや実行しなかったと正しく判断した。州労働裁判所は、他方で設備の稼働において未だ若干の困難が存在しているという原告の供述を、設備が要件に対応するように利用されるまでには、一定の追加の作業が必要とされるという意味で理解した。ここから、州労働裁判所は、……原告の提案が最後まで検証段階にあったと結論づけた。この思考過程において、州労働裁判所は、被告が原告の提案を利用しなかったとした点で賛同されなければならない。」

(2) 特別給付理論

「小法廷は、通常の労務給付を超え、真正な特別給付である労働者の特別の給付、とりわけ創作的な類の給付は、特別の合意がない場合においても、それが使用者に少なくともは利益をもたらすときは、信義誠実の原則に従い追加的に報酬が支払われなければならない、という判例・学説で広く承認されている見解に従う（例えば、Hueck/Nipperdey、連邦通常裁判所1955年10月25日判決、連邦通常裁判所1956年7月13日判決、連邦労働裁判所1956年11月1日判決、及び、連邦労働裁判所1957年5月10日判決……）。

ここで示された判例は、BGB242条から導かれる報酬請求権は、労働者の特別給付、つまりは本件における原告の改善提案が、使用者によって利用され、これによって使用者に価値の高い利得がもたらされた場合にのみ存在する、という学説の圧倒的多数と一致する（例えば、Hueck、Reimer/Schade/Schippel 及び Röpke）。しかし、このことは、特別給付の報酬についての原則が、労働者発明法20条1項の要件が、改善提案が利用されていないがために満たされない場合には、適用されえないことを意味する。Volmer……が連邦労働裁判所1956年11月1日判決に示した、提案の利用可能性で十分であるという解釈は、この判決から導かれない（Röpke も同旨）。したがって、適格改善提案——本件でそのような改善提案がなされたかは、州労働裁判所によって最終的には明らかにされていない——についての特別な（合意されていない）報酬請求権の承認が、労働者発明法20条1項が適格改善提案について終局的な報酬の規定と理解される点で、既に失敗していないか否かは、未解決のままである（例えば、Volmer、これに対して、Hueck、Reimer/Schade/Schippel 及び Röpke）。

小法廷は、……原告の改善提案の利用がなされなかった点で州労働裁判所に賛同している。既にこの理由から、上述の特別給付の報酬についての原則に従った被告の報酬義務は存在せず、また、小法廷は、この原則は報酬問題の契約規定の欠缺のみを補うのであり、この規定が本件においては被告の企業報奨規程に含まれている可能性があるので、この原則が適用されないか否かをさらに検討する必要はないが、これは州労働裁判所による認定を必要とする。」

3 整理

本判決は、特別報酬の要件として、①特別給付、②利用、及び、③利得、これら3つを提示した。その法的根拠として、BGB242条を提示した。そして、報酬問題の契約規定の欠缺が存在する限りで、特別給付理論を適用するとした。また、労働者発明法20条1項が適格技術改善提案に係る報酬問題を終局的に規律するののかについて、判断を留保した。本判決は、これらを示すに際して、前節で確認した判例・学説をあまねく参照しており、特別給付理論を統一したと評価できる。

(1) 分析

本判決は、②利用及び法的根拠について分析される。

ア ②利用

本判決は、労働者発明法20条1項における「利用」が満たされなかったため、特別給付理論における②利用も満たされなかったとした。そのため、前者と後者を同一のものと捉えているとも評価でき、前者の意義を明らかにすることが重要となる。そこで、本判決は、検査又は検証を同条項における「利用」としなかったのが、基本的には認できるが、純粋な検査又は検証と営利利用の区別が不明確な場合がありうるので、提案に係る経費と節約の額を比較することで「利用」該当性を判断すべきであり、本件においては、提案が中止されたことから、経費が節約を上回ったと推認できるので、「利用」が満たされないとされる⁽¹⁴⁶⁾。ここから、特別給付理論における②利用も、③利得との関係において位置づけられると思われる。このことは、本判決が、②'利用可能性で足りるとした連邦労働裁判所1956年11月1日判決を明確に否定し、②利用を要件としたことについて、両判決において③利得を満たすために必要な行為が異なったにすぎないとされることからも、補強される。⁽¹⁴⁷⁾

イ 法的根拠

本判決は、信義誠実の原則（BGB242条）を特別給付理論の法的根拠とする。判例によって生成・発展してきた特別給付理論は、より高次の正義のためには、「『与えよ、さらば与えられん（do ut des）』の思想」である給付交換における等価関係（Äquivalenzverhältnis）の根本的侵害を防ぐことに淵源があると

論 説

される。⁽¹⁴⁸⁾同様に、衡平原理（Billigkeitsgründe）に基づくともされる。⁽¹⁴⁹⁾しかし、信義誠実の原則（BGB242条）は、決してそれ自体で請求原因とはなりえず、存在する契約関係に規律的にのみ作用する、という法律的批判を意に介さない限りで、特別給付理論という裁判官法は支持できるとされる。⁽¹⁵⁰⁾もっとも、これを慎重に適用する場合には、社会正義の超法規的要請（基本法20条）⁽¹⁵¹⁾にも適うとされる。⁽¹⁵²⁾

（2）特別給付理論の到達点

本判決における特別給付理論の到達点は、要件、法的根拠及び射程の点から整理できる。

要件については、①特別給付、②利用、及び、③利得、これら3つで統一された。そして、②利用は、③利得との関係において位置づけられるが、使用者の予見可能性の確保の観点から維持される。また、③利得は、労働者発明法20条1項との差別化を図る。

法的根拠については、信義誠実の原則（BGB242条）で統一された。より根源的には、等価関係の根本的侵害の防止、及び、衡平原理に基づく。

射程については、従属的労働関係にも及ぶ。これは、社会正義の超法規的要請（基本法20条）に対応する。また、射程は、報酬問題の契約規定の欠缺が存在する場合に限定された。これは、信義誠実の原則（BGB242条）の一般条項としての性格に対応する。

第3節 連邦労働裁判所1965年4月30日判決後の展開

1 判例

連邦労働裁判所1965年4月30日判決を参照する判例は、3要件を踏襲するものが続いたが、近年は踏襲しないものも登場した。

まず、連邦労働裁判所1981年4月28日決定⁽¹⁵³⁾は、事業所委員会が、事業提案制度に係る事業所協定について、使用者と合意に至らなかったため、仲裁委員会に申し立てたところ、仲裁委員会は、事業所組織法87条1項12号⁽¹⁵⁴⁾には事業提案制度の導入が含まれないことから、管轄を有しないと裁定したため、同号には事業提案制度の導入が含まれるとして、この裁定の無効を申し立てた事案にお

いて、同号には事業提案制度の導入が含まれないという見解は、使用者は事業提案制度の導入とそのための資金提供を強制されないことを根拠にするところ、「労働者は通常は〔②〕利用された〔①〕改善提案について相当の報酬請求権を有する」のであり、そしてまた、資金提供は改善提案の利用に依存するので、妥当ではなく、それゆえ、同号には事業提案制度の導入が含まれるとした。

もっとも、同日決定⁽¹⁵⁵⁾は、使用者が、事業所委員会が、事業提案制度に係る事業所協定について、使用者と合意に至らなかったため、仲裁委員会に申し立てたところ、仲裁委員会は、事業提案制度に係る事業所協定を裁定したため、事業所組織法87条1項12号には事業提案制度の導入が含まれないとして、この裁定の無効を申し立てた事案において、同号には事業提案制度の導入が含まれないという見解は、使用者は事業提案制度の導入とそのための資金提供を強制されないことを根拠にするところ、「労働者は通常は〔②〕利用された〔①〕改善提案について相当の報酬請求権を有する」のであり、そしてまた、資金提供は改善提案の利用に依存するので、妥当ではなく、それゆえ、同号には事業提案制度の導入が含まれ、また、傍論的にはあるが、「労働者の〔①〕改善提案を〔②〕利用し、そこから〔③〕利益を得た使用者は、確固とした判例及び支配的学説に従うと、いずれにせよBGB612条の準用によって、報酬の支払いが義務づけられる」ので、同号には報奨予算も含まれるとした。

そしてまた、連邦労働裁判所2004年1月20日判決⁽¹⁵⁶⁾は、労働者が、改善提案をし、それが使用者に利用され利益をもたらしたものの、報酬が与えられなかったため、使用者に対し、改善提案について相当の報酬の支払いを請求した事案において、「労働者には、使用者が事業提案制度を導入したかにかかわらず、事実的に使用者によって〔②〕利用された〔①〕改善提案について相当の報酬請求権が認められる……。請求は、〔①〕通常の労務給付を超え、使用者に少なくはない〔③〕利益をもたらす、労働者の特別な給付についての報酬に関して、信義誠実の原則に従って考慮される」が、労働者はこのような特別給付をしなかったとして、相当の報酬の支払い請求を認めなかった。

しかし、連邦労働裁判所2015年5月19日判決⁽¹⁵⁷⁾は、労働者が、改善提案をし、それが使用者に利用され利益をもたらしたものの、報酬が与えられなかったた

め、使用者に対し、改善提案について相当の報酬の支払いを請求した事案において、「連邦労働裁判所のこれまでの判例に従うと、〔①〕通常の労務給付を超え、真正な特別給付である労働者の特別の給付、とりわけ創作的な類の給付は、特別の合意がない場合においても、信義誠実の原則に従い追加的に報酬が支払われなければならない」が、労働者はこのような特別給付をしなかったとして、相当の報酬の支払い請求を認めなかった。

このように、前3者の判例は、連邦労働裁判所1965年4月30日判決によって提示された3要件を踏襲したものの、連邦労働裁判所2015年5月19日判決は、これらを①特別給付のみに削減した。これは、連邦労働裁判所1981年4月28日決定が、特別給付理論を、②利用及び③利得を要件としない「BGB612条の準用」に結びつけたことに起因すると思われる。

2 学説

労働者主導特別給付に係る報酬問題は、不思議なほど議論されていないとされる⁽¹³⁸⁾。もっとも、Beuthien 及び Buchner による分析が見られる。

(1) Beuthien⁽¹³⁹⁾

Beuthien は、不当利得法の適用を限定的に認める。

まず、使用者は、それが許可されていたか禁止されていたかにかかわらず、法的根拠なく給付された労務の価値を得るので、労働者に不当利得返還請求権が認められるとする⁽¹⁴⁰⁾。

しかし、労働者は、労働者主導特別給付の場合には、使用者と同様の収益リスクを負わなければならない、また、通常の労務給付（使用者に要求される労務給付）の場合よりもよく扱われてはならないので、例外的に、労務給付の賃金価値ではなく、これを上限として労務給付の成果の価値のみの返還を請求できるとする⁽¹⁴¹⁾。

(2) Buchner⁽¹⁴²⁾

Buchner は、特別報酬理論について、3つの原則を提示する。

第一に、給付と反対給付の等価性（Äquivalenz）の確保の要請を提示する⁽¹⁴³⁾。ここでは、客観的価値の等価性ではなく、主観的価値の等価性が重要であると⁽¹⁴⁴⁾する。もっとも、客観的価値の等価性は、主観的価値が著しく等価性を欠く場

合には、裁判所の公正審査において重要であるとする。⁽¹⁶⁵⁾

第二に、成果ではなく給付に着目した、給付と反対給付の関連づけを提示する。⁽¹⁶⁶⁾労働者は給付を義務づけられており、使用者は成果についてリスクとチャンスを引き受けているとする。⁽¹⁶⁷⁾

第三に、特別報酬の要件として、①特別給付（労働契約に照らして労働者にもはや要求しえない程度に量的又は質的に報酬合意の基礎となる活動を超えた労務給付）、及び、②利用、これら2つを提示する。⁽¹⁶⁸⁾①特別給付について、代行についての判例（前章第2節）を念頭に、労働関係においては、使用者が自発的に追加の給付（福利厚生や報奨）をすることが、等価関係の範囲に収まるように、労働者が要求されうる範囲で追加の給付をすることも、等価関係の範囲に収まるとする。⁽¹⁶⁹⁾そして、この要求可能性の限界は、BGB612条の意味における通常性又はBGB315条の意味における公正な裁量から定まるとする。⁽¹⁷⁰⁾②利用について、①特別給付を受け入れた場合又は要求した場合には、満たされるとする。⁽¹⁷²⁾そしてまた、報酬額は、成果の価値ではなく、給付の価値から算定されるとする。⁽¹⁷³⁾

第4節 小括

本章では、特別給付原理それ自体を明らかにするため、その思想が表れていると思われる、下位概念である特別給付理論に着目し、労働者主導特別給付についてのリーディングケースである連邦労働裁判所1965年4月30日判決をベンチマークとして、同判決前の展開（第1節）、同判決（第2節）及び同判決後の展開（第3節）を確認してきた。

ここでも、特別給付理論の要件、法的根拠及び射程の点から整理できる。

要件については、同判決前は、②利用及び③利得については統一されていなかったが、同判決は、これらを含めて3要件に統一した。しかし、同判決後は、②利用及び③利得を要件としない判例、また、③利得を要件としない学説が見られる。そのほか、①特別給付を、要求しうる範囲を超えた特別給付とする学説も見られる。

法的根拠については、同判決前は、信義誠実の原則（BGB242条）は共通し

論 説

て示されていたが、複数の可能性が示されていたところ、同判決は、信義誠実の原則（BGB242条）に統一した。さらに、等価関係の根本的侵害の防止、及び、衡平原理に淵源をたどることができる。そして、同判決後は、特別給付理論を「BGB612条の準用」に結びつける判例、また、給付と反対給付の等価性の確保の要請を提示する学説が続く。

射程については、同判決前は、請負関係から、非従属的雇用関係を経て、従属的労働関係へと拡大し、同判決は、これを確定した。また、同判決前は、報酬規律の存在不存在で射程が不確定であったが、同判決は、報酬問題の契約規定の欠缺が存在する場合に射程を限定した。

以上より、判例・学説は、法律構成としては、不当利得法を適用する学説も見られるものの、ここでもBGB612条への接近と不当利得法の排除の傾向にあると評価できる。というのも、必ずしも③利得が要件とされておらず、「BGB 612条の準用」が法的根拠とされ、報酬合意の不存在の場合に射程が限定されたためである。もっとも、機能としては、等価性の確保の点において、不当利得法的要素（清算機能）を確認できる。これによって、③利得の証明を要せず、に不当利得法的救済を得る途が拓かれる。

この展開において一貫して見られるものこそが、特別給付原理である。これは、労務給付者有利における等価性の確保の原理である。というのも、等価性の確保の要請は、①特別給付がされた時点で、また、従属的關係のみならず、非従属的關係においても、生じるためである。そしてまた、社会正義の超法規的要請（基本法20条）に照らすと、労務給付者有利にのみ、生じるためである。

そして、その他の要素は、特別給付原理を具体化した個々の特別給付理論固有の要素となる。労働者主導特別給付についての特別給付理論の要件、法的根拠及び射程は、本節で確認したとおりである。

第5章 おわりに

本稿は、労働者主導特別給付について、等価関係の回復方法を構築することを目的として、BGB612条の機能拡大（第3章）及び特別給付原理それ自体

（第4章）を明らかにした。

第3章においては、BGB612条の機能拡大を明らかにするため、BGB612条と不当利得法の交錯領域である、期待不実現類型及び使用者主導特別給付について確認してきた。

判例は、期待不実現類型において、BGB612条の適用を確たるものとしてきた。具体的には、同条1項の「受け皿機能」を前提に、不当利得法的要素（清算機能）を「意味付与」することで、同条を適用し、報酬請求権を発生させる。さらに、判例は、学説が不当利得法の適用を模索するのを横目に、使用者主導特別給付において、「不当利得法的要素」がBGB612条に導入されたとする。このようにして、不当利得法的要素（清算機能）がBGB612条に流入した。

したがって、Bydlinski の分析が、同条の解釈指針となる。つまり、同条1項は、諸事情を総合考慮して、使用者が労務給付を意識的に利用する場合等、リスク負担がある場合には、利得を要件とせずに報酬請求権を認める、と解することとなる。

第4章においては、特別給付原理それ自体を明らかにするため、連邦労働裁判所1965年4月30日判決をベンチマークとして、同判決及びその前後の展開を確認してきた。

特別給付理論は、要件、法的根拠及び射程の点から整理できる。要件については、同判決は、①特別給付、②利用、及び、③利得、これら3つに統一したものの、同判決後は、②利用及び③利得を採用しない判例・学説も見られる。法的根拠については、同判決は、信義誠実の原則（BGB242条）に統一し、同判決後は、「BGB612条の準用」及び給付と反対給付の等価性の確保の要請からも根拠づけられる。射程については、報酬問題の契約規定の欠缺が存在する場合にのみ及ぶ。これらは、法律構成としては、BGB612条への接近と不当利得法の排除と評価できる。もっとも、機能としては、不当利得法的要素（清算機能）を確認できる。そしてまた、特別給付原理とは、判例・学説の展開における共通項として、労務給付者有利における等価性の確保の原理であることが得られた。

以上の分析を踏まえると、特別給付理論がBGB612条に基づいていることが

明らかになる。

まず、BGB612条1項の「受け皿機能」には、既に不当利得法的要素（清算機能）が「意味付与」されているため、ここに、等価性の確保を内実とする不当利得法的要素（清算機能）を備え、さらにはBGB612条への近接性が示されている、特別給付理論が基づくと考えすることは、極めて自然である。

次に、Bydlinski による『「リスク負担の」観点』とも、特別給付理論は整合的である。①特別給付は、要求しうる範囲を超えた特別給付とも言い換えられ、また、②利用は、使用者の予見可能性を確保する要件と位置づけられた。これらは、使用者の報酬義務の予期、つまりはリスク負担と密接に関連する。そのため、BGB612条に位置づけられた特別給付理論は、②利用を要件としなければならない。

最後に、報酬合意の不存在は、BGB612条1項及び特別給付理論に共通する要件である。

したがって、同条1項は、「労働者は、要求されうる範囲を超えた特別給付が諸事情に照らして特別報酬のためにのみ期待されうる場合において、使用者がそれを利用するときは、使用者に対して特別報酬請求権を有する。」⁽¹⁷⁴⁾と読み替えることができる。

以上より、BGB612条によって労働者主導特別給付が清算されるという解釈が導かれた。

もちろん、この解釈を参照するためには、その基礎である特別給付原理の存在が要求される。等価性の確保の要請は、労働法の領域のみならず、民法の領域においても、重要であるとされる。⁽¹⁷⁵⁾そこで、わが国への参照可能性を示すために、紙幅の都合上、暫定的な考察に留まるが、民法（契約法）から特別給付原理の存在を確認する。

民法563条は、引き渡された目的物が契約に適合しない場合について、買主に代金減額請求権を認めている。そして、代金減額請求権は、代金と売買目的物の等価関係を確認するという観点から認められる、買主の救済手段と解される。⁽¹⁷⁶⁾それゆえ、引き渡された目的物が過少ゆえに契約に適合しない場合について、等価性の確保の原理が存在する。

民法563条は、これに対して、引き渡された目的物が過多ゆえに契約に適合しない場合について、売主に代金増額請求権を認めているのであろうか。最判平成13年11月27日は、⁽¹⁷⁷⁾「〔改正前〕民法565条にいういわゆる数量指示売買において数量が超過する場合、買主において超過部分の代金を追加して支払うとの趣旨の合意を認め得るときに売主が追加代金を請求し得ることはいうまでもない。しかしながら、同条は数量指示売買において数量が不足する場合又は物の一部が滅失していた場合における売主の担保責任を定めた規定にすぎないから、数量指示売買において数量が超過する場合に、同条の類推適用を根拠として売主が代金の増額を請求することはできないと解するのが相当である。」とした。これは、数量過多のリスクは売主が負担すべきとの理解に基づくのであり、改正民法の下では、民法563条の類推適用を否定し、契約当事者の意思表示解釈に委ねたものと解される。⁽¹⁷⁸⁾そしてまた、この理解は、法制審議会民法（債権関係）部会においても、「買主としては超過分を不要として売主への返還を望む場合も少なからずあるように思われることに照らすと、代金増額請求権という売主による一方的な意思表示で、そのような処理を否定するのが相当とは言い難い。」という説明に見られる。それゆえ、引き渡された目的物が過多ゆえに契約に適合しない場合について、等価性の確保の原理が存在しないようにも思われる。

しかし、等価性の確保の要請自体が否定されたわけではない。法制審議会民法（債権関係）部会は、買主が予期していない増額代金の支払いを義務づけられることを防ぐことに、売主に代金増額請求権を認めない実質的根拠を見いだしていた。つまり、買主が予期していない増額代金の支払い義務を引き受ける場合にまで、売主に代金増額請求権を認めないとするものではない。それゆえ、買主に増額代金の支払い義務の予期が存在する限りで、等価性の確保の原理が存在する。

ところで、民法559条は、その有償契約の性質が許す限り、売買の節の規定を売買以外の有償契約について準用することを規定する。この準用の範囲は、⁽¹⁸⁰⁾粗放で判然としないとされる。もっとも、契約不適合責任については、労働法が特別法として準用を排除しているとされる。⁽¹⁸¹⁾しかし、労働法は労働者保護の

論 説

ための特別法である。それゆえ、労働者保護に反しない限り、準用可能性があると思われる。

以上より、使用者に報酬義務の予期が存在する限りで、特別給付原理が存在する。

読み替えられたBGB612条1項は、使用者による利用を要件として、労働者に特別報酬請求権を認める。この要件は、使用者の報酬義務の予期と密接に関連する。つまり、同条項は、使用者の報酬義務の予期を前提にした特別給付理論である。

したがって、BGB612条によって労働者主導特別給付が清算されるという解釈は、わが国においても参照可能である。もっとも、数量超過売買と売主の代金増額請求権及び売買規定の有償契約への準用に係る議論は、あくまでも特別給付原理の存在という参照の前提を確認するために引き合いに出したにすぎない。つまり、必ずしもこの解釈を民法563条の類推適用によって実現することを主張するものではない。むしろ、仮にも具体的な法律構成を提示するならば、この解釈が信義誠実の原則を媒介として展開してきたことに照らし、これを媒介として実現する方が望ましいと思われる。

(119) 【BGB242条（信義誠実の原則に従った給付）】

債務者は、信義誠実が取引慣行を考慮して要求するように、給付をする義務を負う。

(120) BGH 25.10.1955, BGHZ 18, 319.

(121) 【BGB632条（報酬）】

(1) 仕事の完成が諸事情に照らして報酬のためにのみ期待されうる場合には、報酬は黙示で合意されたものとみなす。

(2) 報酬額が定まっていない場合において、報酬規程が存在するときはそれに従った報酬が、報酬規程が存在しないときは通常の報酬が、それぞれ合意されたものとみなす。

(3) 費用の見積もりに疑いのある場合には、報酬は支払われない。

(122) 【BGB826条（良俗に反する故意侵害）】

良俗に反する方法で故意に他人に損害を与えた者は、他人に損害を賠償する義務を負う。

- (123) BGH 13.07.1956, AP Nr. 1 zu § 612 BGB.
- (124) いわゆるフリーランサーであり、雇用契約や請負契約に基づいて自律的に役務を提供する者である。
- (125) また、被告らに対し、Capysal は被告 2 によって開発された Aneuxol を基礎にしているという主張の差止めを請求した。
- (126) 従業者の発明の取扱いについての命令（Verordnung über die Behandlung von Erfindungen von Gefolgschaftsmitgliedern：以下「VO」という。）と従業者の発明の取扱いについての命令施行令（Durchführungsverordnung zur Verordnung über die Behandlung von Erfindungen von Gefolgschaftsmitgliedern：以下「DVO」という。）を合わせて、ゲーリンク・シュペアー命令（Göring-Speer Verordnung）という。これは、職務発明制度に係る戦時立法であり、現行の労働者発明法の基礎となっている。
- (127) Volmer, Anmerkung, AP Nr. 1 zu § 612 BGB, Bl. 21.
- (128) ArbG Berlin 29.09.1936, GRUR 1937, 219.
- (129) Volmer (Anm. 127), Bl. 20.
- (130) Volmer (Anm. 127), Bl. 20.
- (131) Volmer (Anm. 127), Bl. 20.
- (132) Volmer (Anm. 127), Bl. 21.
- (133) BAG 01.11.1956, BAGE 3, 218.
- (134) Volmer, Anmerkung, AP Nr. 4 zu § 2 ArbNErfindVO, Bl. 177.
- (135) Volmer (Anm. 134), Bl. 176.
- (136) BAG 10.05.1957, BAGE 4, 105.
- (137) Volmer, Arbeitnehmererfindungsgesetz, 1958, § 20 Rn. 8-12; Hueck, Gedanken zur Neuregelung des Rechts der Arbeitnehmererfindungen, in: FS Nikisch (1958), S. 70.
- (138) Röpke, Arbeitsrechtliche Verpflichtungen bei Verbesserungsvorschlägen, DB 1962, S. 407.
- (139) Reimer/Schade/Schippel, Das Recht der Arbeitnehmererfindung, 4. Aufl., 1964, § 20 Rn. 9.
- (140) Röpke (Anm. 138), S. 407.
- (141) Hueck/Nipperdey, Lehrbuch des Arbeitsrechts, Bd. 1, 7. Aufl., 1963, S. 510-511; Reimer/Schade/Schippel (Anm. 139), § 20 Rn. 18.
- (142) Volmer (Anm. 137), § 20 Rn. 13-15.
- (143) Hueck (Anm. 137), S. 74-75; Röpke (Anm. 138), S. 407; Hueck/Nipperdey (Anm. 141), S. 510; Reimer/Schade/Schippel (Anm. 139), § 20 Rn. 9.

- (144) Hueck (Anm. 137), S. 75; Hueck/Nipperdey (Anm. 141), S. 510.
- (145) BAG 30.04.1965, BAGE 17, 151.
- (146) Volmer, Anmerkung, GRUR 1966, S. 90.
- (147) Volmer (Anm. 146), S. 90.
- (148) Volmer (Anm. 146), S. 90.
- (149) Volmer, Anmerkung, AP Nr. 1 zu § 20 ArbNErfG, Bl. 109.
- (150) Volmer (Anm. 149), Bl. 109.
- (151) **【基本法20条】**
 - (1) ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な連邦国家である。
 - (3) 立法は、憲法秩序に拘束され、行政及び司法は、法律及び法に拘束される。
- (152) Volmer (Anm. 149), Bl. 109.
- (153) BAG 28.04.1981-1 ABR 21/78.
- (154) **【事業所組織法87条（共同決定権）】**
 - (1) 事業所委員会は、法律又は協約の定めが存在しない限り、以下の事項について共同決定しなければならない。
 - 12. 事業提案制度についての原則
- (155) BAG 28.04.1981, BAGE 35, 205.
- (156) BAG 20.01.2004, BAGE 109, 193.
- (157) BAG 19.05.2015, AP Nr. 4 zu § 87 BetrVG 1972 Vorschlagswesen.
- (158) Beuthien (Anm. 82), S. 172.
- (159) Beuthien (Anm. 82), S. 161-174.
- (160) Beuthien (Anm. 82), S. 173.
- (161) Beuthien (Anm. 82), S. 173.
- (162) Buchner, Die Vergütung für Sonderleistungen des Arbeitnehmers – ein Problem der Äquivalenz der im Arbeitsverhältnis zu erbringenden Leistungen, GRUR 1985, S. 1-13.
- (163) Buchner (Anm. 162), S. 10-11.
- (164) Buchner (Anm. 162), S. 10.
- (165) Buchner (Anm. 162), S. 10.
- (166) Buchner (Anm. 162), S. 11.
- (167) Buchner (Anm. 162), S. 11.
- (168) Buchner (Anm. 162), S. 11-13.
- (169) Buchner (Anm. 162), S. 12.
- (170) **【BGB315条（一方当事者による給付の決定）】**
 - (1) 給付が契約締結者によって決定されるべき場合において、疑いのあるとき

は、決定は、公正な裁量に従って行われなければならないものとする。

（2） 決定は、他方当事者に対する意思表示によって行われる。

（3） 決定が公正な裁量に従って行われるべき場合において、行われた決定は、公正であるときにのみ、他方当事者にとっても拘束力がある。決定は、公正ではない場合には、判決によって行われ、また、遅らされた場合にも、同様とする。

(171) Buchner (Anm. 162), S. 12.

(172) Buchner (Anm. 162), S. 12.

(173) Buchner (Anm. 162), S. 12.

(174) 場合によっては、労働者発明法20条1項との整合性から、③利得が要件とされる。

(175) Buchner (Anm. 162), S. 10-11.

(176) 潮見佳男『新契約各論Ⅰ』（信山社、2021年）143頁。

(177) 最三小判平成13・11・27民集55巻6号1380頁。

(178) 潮見・前掲注（176）152頁。

(179) 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（15）」（2012年）45-46頁。

(180) 我妻榮『債権各論中巻一（民法講義V₂）』（岩波書店、1957年）248頁。

(181) 田中宏治「売買規定の有償契約への準用（民法559条）」千葉大学法学論集39巻1号（2024年）31頁。